

京都府公立大学法人政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成 31 年 2 月 1 日
京都府公立大学法人要綱第33号

（設置）

第1条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）が行う調達であつて、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となるものに関係する供給者の苦情について、京都府公立大学法人政府調達に関する苦情の処理手続要綱（京都府公立大学法人要綱第 32 号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討を行うため、京都府公立大学法人政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方独立行政法人の入札制度及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (2) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

（守秘義務）

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、解決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、法人本部財務室が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(委員の任期に係る経過措置)

2 この要綱の施行日から平成32年7月11日までの期間において、第2条第2項の規定により委員に委嘱された者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成32年7月11日までとする。